

社会福祉法人まほろば 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人まほろば（以下、「法人」という。）の定款第9条及び第23条の規定に基づき、理事、監事及び評議員（以下、「役員等」という。）の報酬等について定めるものである。

(報酬等の支給)

第2条 役員等には、勤務形態に応じて、次の通り報酬等を支給する。

- (1) 理事長及び業務執行理事については、報酬を支給する。
- (2) 理事長及び業務執行理事でない理事、評議員及び監事（以下、「非業務執行理事等」という。）については、業務に応じた報酬を支給する。

(報酬等の額の決定)

第3条 法人の全理事の報酬総額は、年間2,300万円以内とする。

2 法人の全監事の報酬総額は、年間50万円以内とする。

3 法人の評議員には、定款第9条で定める金額の範囲内で報酬等を支給する。

4 理事長及び業務執行理事に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

(1) 報酬については、別表1に定める額

(2) 通勤手当については、職員賃金規程第20条の規定に準ずる額とする。

(3) 理事長及び業務執行理事が職務のために出張をしたときは、経済的な通常の経路及び方法により出張した場合によって計算された旅費、もしくは用務上の必要や天災その他やむを得ない事情により最も経済的な通常の経路又は方法によって出張し難い場合には、その現によった経路及び方法によって計算された旅費の実費相当額（交通費（鉄道賃、船賃、航空費、車賃とする。）、宿泊料（宿泊一夜につき、20,000円を上限とする。）を別途支給する。

5 非業務執行理事等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

(1) 報酬については、別表2に定める額（但し、源泉所得税徴収後の額）とする。

(2) 非業務執行理事等が職務のための出張をしたときは、経済的な通常の経路及び方法により出張した場合によって計算された旅費、もしくは用務上の必要や天災その他やむを得ない事情により最も経済的な通常の経路又は方法によって出張し難い場合には、その現によった経路及び方法によって計算された旅費の実費相当額（交通費（鉄道賃、船賃、航空費、車賃とする。）、宿泊料（宿泊一夜につき、20,000円を上限とする。）を別途支給する。

(職員給与との併給)

第4条 当法人の職員を兼務し、職員給与を支給している役員に対しては、本規程に基づく役員報酬等は支給しないものとする。

(報酬等の支給方法)

第5条 役員等に対する報酬等の支給時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて定める時期とする。

- 1 理事長及び業務執行理事の報酬については、支給日は25日（その日が土曜日、日曜日に当たるときはその前日）とする。
- 2 非業務執行理事等に対する報酬は、当該会議に出席した都度、支給する。
- 3 報酬等は、通貨をもって本人に支給又は支払うものとする。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができるものとする。
- 4 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金等を控除して支給する。

(報酬等の日割り計算)

第6条 新たに理事長及び業務執行理事に就任した者には、その日から報酬を支給する。

- 2 理事長及び業務執行理事が退任し、又は解任された場合には、前日までの報酬を支給する。
- 3 月の中途における就任、退任、解任又は死亡の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日、土曜日及び祝日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

(端数の処理)

第7条 この規定により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、次のとおり端数処理を行う。

- (1) 50銭未満の端数については、これを切り捨てる。
- (2) 50銭以上1円未満の端数については、これを1円に切り上げる。

(公表)

第8条 法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第9条 本規程の改正は、評議員会の承認を受けて行う。

(補足)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めるものとする。

附則

- 1 この規程は、平成29年6月28日（定時評議員会の議決日）より施行する。
- 2 平成23年6月1日制定の社会福祉法人まほろば役員等報酬規程は、この規程の実施をもって廃止する。

改定 令和元年7月1日

別表 1 (理事長及び業務執行理事の報酬)

| 役職名 | 報酬月額 |
|------|-----------|
| 理事長 | 300,000 円 |
| 常務理事 | 250,000 円 |

別表 2 (非業務執行理事等の報酬)

(1) 評議員

| | 日 額 | 交通費 |
|-------------------------|----------|--|
| 評議員会への出席 | 10,000 円 | 実費相当額 (自家用自動車の場合は 1 k mにつき 20 円) |
| 上記の他、法人及び施設業務のため の出勤 | 10,000 円 | |

(2) 理 事

| | 日 額 | 交通費 |
|-------------------------|----------|--|
| 理事会・評議員会への出席 | 10,000 円 | 実費相当額 (自家用自動車の場合は 1 k mにつき 20 円) |
| 上記の他、法人及び施設業務のため の出勤 | 10,000 円 | |

(3) 監 事

| | 日 額 | 交通費 |
|-------------------------|----------|--|
| 理事会・評議員会への参加 | 10,000 円 | 実費相当額 (自家用自動車の場合は 1 k mにつき 20 円) |
| 監事監査業務 | 15,000 円 | |
| 上記の他、法人及び施設業務のため の出勤 | 10,000 円 | |